

土地改良事業計画変更概要書  
後川内地区 県営畑地帯総合整備事業  
(畑地帯総合整備中山間地域型 担い手育成対策)

第1章 変更の内容概要

1 変更概要

(1) 受益面積

(単位：h a)

区分	変更前				変更後				増△減
	田	畑	他	計	田	畑	他	計	計
畑地かんがい		108	1	109		111	1	112	3
区画整理		43		43		46		46	3
農道		4		4		4		4	0
合計		108	1	109		111	1	112	3

(2) 事業費

(単位：百万円)

変更前 事業費	変更後 事業費	増△減	変更前 事務費	変更後 事務費	内 訳			
					物価 変動	工法	事業量	その他
2,770.5	3,954.3	1,183.8	68.3	96.0	142.5	978.1	63.2	

(3) 主要工事計画

工 種	数 量			工事費 (百万円)		
	変更前	変更後	増△減	変更前	変更後	増△減
・畑地かんがい	109ha	112ha	3ha	895.5	1,274.1	378.6
用買補償	一式	一式		3.7	14.1	10.4
測量設計費	一式	一式		200.4	282.5	82.1
工事雑費	一式	一式		27.7	39.2	11.5
小計				1,127.3	1,609.9	482.6
・区画整理	43ha	46ha	3ha	944.0	1,514.5	570.5
用買補償	一式			6.2	10.4	4.2
測量設計費	一式			514.9	570.3	55.4
換地費	一式			93.4	108.5	15.1
工事雑費	一式			39.5	54.8	15.3
小計				1,598.0	2,258.5	660.5

・農道工	760.0m	744.0m	△16.0m	19.0	56.6	37.6
用買補償	一式			3.6	3.6	0.0
測量設計費	一式			21.5	23.7	2.2
工事雑費	一式	一式		1.1	2.0	0.9
小計				45.2	85.9	40.7
事務費	一式	一式		68.3	96.0	27.7
合計				2,838.8	4,050.3	1,211.5

#### (4) 予定工期

変更前	平成28年度から令和4年度まで
変更後	平成28年度から令和14年度まで

#### 2 変更の理由

本地区は、天候や異常気象に左右されず安定的な農業用水を確保するため、国営かんがい排水事業西諸地区の関連地区として、末端の畑地かんがい施設及び区画整理、農道整備を適時事業計画の調整を行いつつ、事業実施中である。

畑地かんがい工については、盛土規制法に伴い残土距離が変更になった及び埋め戻し材が高含水比により、シラスへの変更が必要になった事に伴い事業費が増となり、区画整理工については、整地工で盛土材料の安定処理が必要になった事に伴い事業費が増となった。

これらの理由から、工法変更及び事業量変更が必要となり、事業費を2,838.3百万円から今回4,050.3百万円に変更したい。

## 第2章 事業目的

本地区は、高原町役場から北北東に位置し主に露地野菜、飼料、畜産等を中心とした営農がなされている。しかし、年間を通じた計画的な「水」の利用ができず生産性の向上を阻害しているため、国営西諸農業水利事業により後川内ファームポンドを設置し、本事業において畑地かんがい施設を整備し干ばつ被害を防止し、計画的に「水」を利用する事により生産・品質性の向上、収益性の高い作物への転換を行い農業経営の安定を図る。

また、環境配慮について高原町では、基本的に環境へ配慮した工法の採用や、自然環境に優しい生産基盤を整備することを目標とした農業農村整備事業を推進している。

## 第3章 地域の所在及び状況

本地区は、高原町の東部に位置し、県道有水・高原線の両側に広がる標高150m～200mの丘陵地に畑団地・樹園地が形成されている。土壌は黒色火山性で表土は黒色壤質土、心土は黒色壤土となっている。

## 第4章 基本計画

本地区は、露地野菜、飼料、畜産等を中心とした営農がなされている。しかし、年間を通じた計画的な「水」の利用ができず作物生産性の向上を阻害しているため、国営西諸土地改良事業により後川内ファームポンドを設置し、本事業において畑地かんがい施設を整備し干ばつ被害を防止し、計画的に「水」を利用する事により生産・品質性の向上、収益性の高い作物への転換を行い農業経営の安定を図る。

## 第5章 工事又は管理の要領

- 1 事業実施主体は、宮崎県とする。
- 2 事業完了後の管理者は、高原町、西諸土地改良区とする。

## 第6章 換地計画の要領

- 1 従前地の土地の地積の基準

換地区名	地積の基準
川路山・猪ノ原	換地交付の基準とする従前の土地の地積は、土地改良事業計画決定の日の登記簿地積とする。ただし、上記の日から3か月以内に測量士、測量士補又は土地家屋調査士の測量した実測図及び隣接所有者の同意書を添付して申出があった場合は、その申出のあった地積とする。
赤木八重	
楠木塚	
西ノ原・板敷	
東平	
土橋	

- 2 農地集団化の方針

区分 換地区名	地帯別、グループ別 団地の設定	個人別換地の方法		
		位置の選択方法	1戸当たり 目標団地数	区画畦畔の取扱い
川路山・猪ノ原	地域内に育成すべき経営体への農用地の利用集積を積極的に図る区域を設定する場合には、当該区域に関する権利者の承諾を得るようにするとともに、当該区域に換地が定められることを希望する者は、できるだけ当該区域に換地が定められるようにする。	換地は、基本的に各人の従前地の土地が密集した位置を中心に定めるが、育成すべき経営体への農用地の利用集積を図る場合には、従前位置とならない場合もある。	概ね2団地を目標とする。	畦畔は配分面積に応じて移動する移動畦畔とする。また畦畔の設定にあたり、短辺が10m以上に設定する。
赤木八重				
楠木塚				
西ノ原・板敷				
東平				
土橋				

- 3 非農用地の換地の方法

区分 換地区名	用途	非農用地区域の 位置の概略	面積 (㎡)	換地の手法	換地取得 予定者	その他
楠木塚	機械倉庫	高原町大字後川 内字楠木塚	300	特定用途用地	西村正人	—
西ノ原・板敷	牛舎・たい肥舎	高原町大字後川 内字西ノ原	6,700	異種目換地	西田正利	
東平	機械倉庫	高原町大字後川 内字東平	222	特定用途用地	石山憲光	

- 4 土地の評価及び清算の方法

- (1) 評価の方法 項目別配点方式
- (2) 清算の方法 比例地積清算方式

## 第7章 費用の概算

変更前	2,838,800千円（事務費 68,300千円を含む）
変更後	4,050,300千円（事務費 96,000千円を含む）

## 第8章 効用

### 1 変更前

（効果の単位：千円）

作物生産効果	品質向上効果	営農経費節減効果	維持管理費節減効果	走行経費節減効果	国産農産物安定供給効果	埋蔵文化財調査効果	計	総費用総便益比
114,208	312	23,528	△3,864	58,137	30,871	9,529	232,721	1.06

### 2 変更後

（効果の単位：千円）

作物生産効果	品質向上効果	営農経費節減効果	維持管理費節減効果	走行経費節減効果	国産農産物安定供給効果	計	総費用総便益比
142,451	31,235	56,860	△4,649	75,070	30,931	331,898	1.15

## 第9章 他の事業との関連

国営西諸農業水利事業：工期 H8～R2 受益面積 4,150ha 事業費 69,220,000千円

## 第10章 計画概要図

別添のとおり